

公益社団法人神奈川県看護協会 湘南支部運営規定

(名 称)

第1条 この規定は、公益社団法人神奈川県看護協会（以下「本協会」という）定款第37条、支部規則第3条及び第5条第2項に規定する湘南支部（以下「支部という」）の構成と運営に関し、必要事項を定めることを目的とする。

(任 務)

第2条 支部は、定款第3条の目的を達するために次の事業を行う。

(1) 公益目的事業

ア 保健・医療・福祉に関する知識の普及啓発に関する事業。

イ 看護における医療安全に関する事業。

ウ 保健師・助産師・看護師・准看護師（以下「看護師等」という。）の資質の向上を図るための研修等に関する事業。

エ その他公益目的を達成するために必要な事業

(2) 会員支援事業

ア 会員に対する支援事業

イ 看護師等への本協会への入会促進

ウ その他本協会の目的を達成するために必要な事業

(支部の対象区域)

第3条 支部が対象とする区域は、次のとおりとする。

- (1) 藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市、寒川町、大磯町、二宮町

(支部会員)

第4条 湘南支部地区の施設に勤務する者及び地区内に居住する本協会に入会している看護職等をもって構成する。

(支部委員)

第5条 支部委員（以下「委員」という。）は、理事会において選任し、会長が委嘱する。

2 支部は、委員9人程度で組織する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、選任後6年を超えて就任することはできない。なお、円滑な支部運営を遂行するため、任期交代は原則半数ずつとする。

第6条 支部にそれぞれ次の役員を置く。

(1) 支部長（県協会支部理事） 1名

(2) 副支部長 2名（内1名は支部長所属施設委員とし、事務局とする）

(3) 会計 3名

(4) 書記 3名

2 支部長は、本協会の支部担当理事が担い、他は、支部委員のうちから互選により選出する。

(支部役員の業務)

第7条 支部長、副支部長、会計及び書記は、次の業務を担当する。

2 支部長は支部業務を総括する。また、活動の内容を担当の業務執行理事に報告する。

- 3 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故ある時又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 会計は、支部の会計に関する事項を業務とする。
- 5 書記は、支部の活動報告等に関する事項を業務とする。

(会 議)

第 8 条 定例会は、原則として月 1 回、支部長が招集する。

- 2 支部長が、定例会を招集しようとするときは、委員に対し、あらかじめ日時、場所及び議題その他必要な事項を通知しなければならない。

(支部大会)

第 9 条 支部大会は支部長が招集し、年 1 回開催する。

- 2 支部大会は、第 4 条に定める支部会員をもって構成する。
- 3 支部大会は、支部の運営に関する事項を審議する。

(議事録)

第 10 条 支部の議事については、その経過及び結果を記載した議事録を作成するものとする。

(補 則)

第 11 条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(規程の変更)

第 12 条 この規程における変更は、理事会の決議により行わなければならない。

附 則

この湘南支部運営要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この湘南支部運営要綱は、平成 29 年 4 月 1 日に改定し、施行する。

この湘南支部運営要綱は、令和 3 年 6 月 18 日に改定し、施行する。